

防災意識日本一のまちを目指して

下諏訪町総合防災訓練を実施します!!

多くの皆さまのご参加をお願いします。



- 【訓練日時】** 9月1日(日) (雨天決行)
 1部 午前7時～ 各区での訓練
 町防災行政無線サイレンにより訓練開始
 2部 午前9時～ 全区自主防災会等による災害対策訓練
- 【場 所】** 1部 各区又は町内会指定場所 (全町民が対象)
 2部 赤砂崎公園 (各区自主防災会等が対象)

【目 的】

- ①防災訓練を通じて、防災関係機関の平常時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図る。
- ②町民一人ひとりが、「自らの命は自らが守る」という意識をもち、自らの判断で避難行動等をとれる社会の構築に向け、防災訓練を通じて、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備と心構えを講じることが出来る機会とし、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る。
- ③地域の実情に即した防災対策と防災体制を検証・確認し、更なる地域防災力の向上を図る。
- ④各地区で作成した地区防災計画(地区防災マップ)の検証をする。

【想 定】 糸魚川—静岡構造線断層帯地震による被害／南海トラフ地震による被害／豪雨による被害

小中学生による
AEDを使った心肺蘇生訓練



中部電力(株)による
緊急送電訓練



【昨年の様子】

■問い合わせ 下諏訪町 総務課 危機管理室 電話27-1111 (内線260)

屋外広告物の定期点検はお済みですか？

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成27年2月には札幌市において、建物に取り付けられた看板が落下し、歩行者を直撃する重大事故が発生しました。

このような状況を受け、長野県では「屋外広告物条例」を一部改正し、平成29年10月1日より定期点検が義務化されました。

【定期点検の実施】

屋外広告物を表示、設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行わなければなりません。

- 点検時期⇒屋外広告物を表示、設置、改造した時及びその後3年以内ごと
- 簡易な広告物等(除かれるもの)⇒はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン、壁面等に描かれたもの、法令で表示等が義務付けられているもの
- 広告物本体の高さが4mを超える屋外広告物の点検を実施できるのは、屋外広告士または屋外広告物条例施行規則で定める者(建築士、電気工事士、その他)です。

【点検結果の保管・報告】

- 点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。
- 町長の表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

詳しい制度の内容、点検資格者、点検記録の様式は、長野県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/index.html>

■問い合わせ 長野県建設部 都市・まちづくり課 景観係 電話026-235-7348
下諏訪町 建設水道課 都市整備係 電話27-1111 (内線243)